

マイナンバーカードに関するFAQ

令和3年11月17日現在

- Q1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？
- Q2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？
- Q3. マイナンバーカードを健康保険証として使うにはどうしたらいいか？
- Q4. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？
- Q5. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？
- Q6. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報記録されているのでないか？
- Q7. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？
- Q8. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないか？
- Q9. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったりしたらどうしたらいいのか？
- Q10. マイナンバーカードの出張申請受付方式を利用するにはどうしたらいいのか？
- Q11. 出張申請受付方式を利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかるのか？

Q1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？

A1. マイナンバーは12ケタの番号そのものとなりますが、マイナンバーカードは、ご本人の申請により、無料で取得できる顔写真付きのプラスチック製のICチップ付きカードで、マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。また、ICチップには「電子証明書」が搭載されており、オンラインでも使用できる公的な本人確認書類（身分証明書）です。また、健康保険証としても利用することができます。

Q2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？

A2. スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便の4つの申請方法があります。申請から交付まで約1か月かかります。手続きが手軽で簡単なスマートフォンからの申請は、お手元にQRコード付き交付申請書（※）をご用意ください。

① スマホで顔写真を撮影（写真は、正面、無帽、無背景のもの）、

- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る、
- ③ 申請用ウェブサイトでメールアドレスを登録、
- ④ 申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了です。

申請から約1か月後、市区町村から交付通知書が届きますので、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ります。

※ 令和3年3月までにQRコード付き交付申請書を、マイナンバーカード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口に来ていただくようお願いいたします。また、市区町村によっては、平日夜間の開庁時間の延長や、土日の窓口対応も行ったりしているため、お住いの市区町村のホームページ等をご確認ください。

Q 3. マイナンバーカードを健康保険証として使うにはどうしたらいいか？

A 3. マイナンバーカードは、令和3年10月から健康保険証利用の本格運用を開始しました。健康保険証として利用するためには申し込みが必要で、マイナポータル、セブン銀行のATMや医療機関等の窓口にある顔認証付きカードリーダーから申し込みができます。

健康保険証として利用する際は、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。オンラインで、あなたの医療保険資格を確認します。

なお、政府では、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等で健康保険証としての利用ができることを目指していますが、医療機関等をご利用の際は、当該医療機関等がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応しているか、事前にご確認をお願いします。

(参考 マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

Q 4. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいの？

A 4. 銀行や勤務先等でマイナンバーの提示を求められたときは、表・裏両面を見せてください。

レンタルショップ等で本人確認書類として使用するときは、表面のみを見せて

てください。

Q 5. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？

A 5. もし見られたとしても、他人は悪用できない仕組みになっています。

マイナンバーを使う手続では、顔写真付きの本人確認書類を用いた本人確認等が必要であり悪用することは出来ませんのでご安心ください。

Q 6. マイナンバーカードの I Cチップの中には、たくさんの個人情報が記録されているのではないのか？

A 6. マイナンバーカードの I Cチップには、券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真及びマイナンバーの情報と電子証明書などが記録されており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードを利用してもカード内に個人情報は記録されず、健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などが I Cチップに入ることもありません。

Q 7. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？

A 7. 顔写真付きのため対面での悪用は困難な他に、I Cチップを利用して情報を利用するには暗証番号が必要であり、暗証番号を一定回数間違えると、カードの機能がロックされます。また、I Cチップから不正に情報を読み出そうとすると、I Cチップが壊れる仕組みになっています。

Q 8. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないのか？

A 8. マイナンバー制度では、情報を「一元管理」するようなことは一切ありません。情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続きその機関が管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用しています。特定の共通データベースを作ることもありませんので、そういったところからまとめて情報が漏れることもありません。

手続を受け付ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。

また、不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

Q9. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったらどうしたらいいのか？

A9. 紛失や盗難にあった場合、まずは最寄りの警察署か交番に届け出てください。併せて、24時間365日、マイナンバーカードの一時機能停止を受け付けるマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に連絡してください。その後、市区町村に届け出て再交付等の手続きをしてください。

Q10. マイナンバーカードの出張申請受付方式を利用するにはどうしたらいいのか？

A10. 出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業などに市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式です。受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードを受け取ることができます。

出張申請受付の申込みは、事業所等の最寄りの市区町村のマイナンバーカードの担当部署に連絡をします（約30日前）。その後、市区町村担当者と打合せを行い、各企業・団体等では申請希望者の名簿作成や必要書類（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書、暗証番号設定依頼書、本人確認ができる書類とその写し、多目的利用申請書等）の取りまとめ、会場準備、従業員等に対する申請窓口への誘導等をしていただく必要があります。

Q11. 出張申請受付方式を利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかるのか？

A11. マイナンバーカードの交付までの期間は、概ね5週間程度（自治体により異なります。）となります。交付方法は、郵便局からの本人限定受取郵便等となります。